

研究活動における不正行為への対応に関する規程

株式会社コノラボ

（目的）

第1条 この規程は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成26年8月26日文科科学大臣決定）に基づき、株式会社コノラボ（以下「当社」という。）における研究活動の不正行為の防止および不正行為が生じた場合の対応について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この規程において「特定不正行為」とは、故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等の捏造、改ざんおよび盗用をいう。

（適用範囲）

第3条 この規程は、当社の役職員および当社の研究活動に関与するすべての者に適用する。

（責任体系）

第4条 研究活動の不正行為への対応に関する最終責任は、最高管理責任者（代表取締役）が負う。研究倫理教育の実施に関する責任者（研究倫理教育責任者）は、代表取締役をもって充てる。

（研究倫理教育および研究者の責務）

第5条 研究活動に関与する構成員は、研究倫理教育教材（APRIN eラーニングプログラム等）を毎年度受講しなければならない。構成員は、研究の実施および成果の発表にあたり、研究者倫理を遵守し、オーサーシップの適正な取扱いおよび適切な引用を行う。

（告発等の受付窓口）

第6条 不正行為に関する相談および告発を受け付ける窓口を設置し、その名称、連絡先および受付方法を、当社ホームページにより機関内外に公表する。告発は、書面、電子メール、面談等の方法により受け付け、原則として顕名によるものとする。

（予備調査）

第7条 最高管理責任者は、告発を受け付けたときは、受付から30日以内に、告発内容の合理性、調査可能性等について予備調査を行い、本調査の要否を決定する。被告発者が最高管理責任者本人である場合は、外部の有識者がこれを行う。

（本調査）

第8条 本調査を行うことを決定した場合、当社と直接の利害関係を有しない外部の有識者を中心とする3名程度の調査委員会を設置する。告発者または被告発者と利害関係を有する者は、委員となることができない。

2 調査委員会の設置および委員の氏名・所属については、告発者および被告発者に通知し、異議申立ての機会を与える。

（認定）

第9条 調査委員会は、本調査の開始後おおむね150日以内に、不正行為の有無、内容、関与した者およびその程度等を認定するよう努める。

（不服申立て）

第10条 不正行為と認定された被告発者は、認定の通知を受けた日から10日以内に、当社に対し不服申立てを行うことができる。

（調査結果の公表）

第11条 不正行為が行われたと認定された場合、当社は、不正行為に関与した者の氏名・所属、不正行為の内容、当社が公表時までに行った措置の内容、調査委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を、原則として公表する。ただし、合理的な理由がある場合は、その一部を非公表とすることができる。

（秘密保持および関係者の保護）

第12条 相談、告発および調査の内容は、調査結果の公表に至るまで、相談者、告発者および被告発者の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底する。

2 当社は、告発を行ったことを理由として告発者に不利益な取扱いを行わず、不正行為が認められなかった場合は被告発者の名誉回復に努める。

（悪意に基づく告発）

第13条 調査の結果、告発が悪意に基づくものと認定された場合、当社は告発者の氏名の公表その他必要な措置を講じることができる。

（資金配分機関等への報告）

第14条 競争的研究費等により行われた研究活動に係る告発等については、調査の実施状況および調査結果等を、関係するガイドラインの定めるところにより資金配分機関等に報告する。

（研究データの保存）

第15条 研究データの保存および開示については、「研究データの保存・管理に関する規程」の定めるところによる。

（改廃）

第16条 この規程の改廃は、最高管理責任者が行う。

附 則

この規程は、2026年4月1日から施行する。